

京都市消防局告示第2号

平成4年8月6日京都市消防局告示第3号（京都市火災予防条例第3条第3項第3号、第12条第1項第11号及び第19条第1項第13号の規定に基づく必要な知識及び技能を有する者の指定）の一部を平成17年11月1日から次のように改めます。

平成17年10月31日

京都市消防局長 森澤正一

本文及び第2項各号列記以外の部分中「同条第3項並びに条例」を「条例第9条の3、第12条第3項。」に改めます。

（消防局予防部予防課）